

日露首脳会談の結果として発出される文書等の訳文の適正の確保に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十一月十四日

小西洋之

参議院議長伊達忠一殿



日露首脳会談の結果として発出される文書等の訳文の適正の確保に関する質問主意書

平成二十八年十二月十五日から十六日まで、ロシアのプーチン大統領が訪日し、滞在中、山口県長門市及び東京において安倍総理と会談する予定であることが発表されている。この機会に、日露首脳会談の結果として、両国間における何らかの共同文書、共同宣言等が作成・発出されることが考えられる。

右を踏まえ、以下質問する。

- 一　日露首脳会談の結果として発出される文書、宣言等（以下「発出される文書等」という。）の正文は日本語か、それとも、ロシア語か。若しくは、その両方か。
- 二　日本政府は、発出される文書等の英語訳を作成するか。
- 三　日本政府は、ロシア側が作成するロシア語で発出される文書等が、日本側が作成する日本語で発出される文書等と同一の内容であることを確認するか。また、確認し、同一の内容でない部分がある場合には、それをロシア側に質すか。
- 四　日本政府は、ロシア側が作成するロシア語で発出される文書等の英語訳が、日本側が作成する日本語で発出される文書等と同一の内容であることを確認するか。また、確認し、同一の内容でない部分がある場合

合には、それをロシア側に質すか。

五 日本国は、ロシア側が作成するロシア語で発出される文書等の英語訳が、日本側が作成する英語で発出される文書等と同一の内容であることを確認するか。また、確認し、同一の内容でない部分がある場合には、それをロシア側に質すか。

六 前記三、四、五で日本政府が確認しない場合、または、確認して同一の内容でない部分があつてもロシア側に質さない場合、その理由を説明されたい。

右質問する。